

解説

『農村の福祉事業 と農協の役割』

北海道地域農業研究所 第九回通常総会記念講演
とき：平成11年5月
ところ：共済ビル7階（札幌市）

北海道大学 教育学部
教授 鈴木 敏正

農業を取り巻く情勢がますます厳しさを増す中につれて、様々な課題が有るが高齢化も早急に取り組まなければならぬ課題の一つといえる。本年度総会における記念講演として本研究所が三年間にわたり本道はもとより全国における事例調査をもとにまとめた「農村の高齢化問題報告書」の取りまとめにあたつた、北海道大学教育学部教授 鈴木敏正氏に報告をいただいた。

司会 ご承知のとおり農村問題の社会福祉の関係では、介護保険が来年から導入されますけれども、全国の市町村でもそれだけの体制がなかなか整っていないことです。特に地域農村部におきましては、同じ町村の中でも市街地と農村部内での温度差が見られるといった、いろいろな問題があります。こういった役割を果たすのは、やはり生産だけではなくて福祉も含めた農協の役割がこれからますます重要になるのではないかでしょか。

先生を座長にして平成八年から三年間、農村の福祉について北海道の実態をまとめたものを本にしております。その点につきまして、当時の研究の座長を務めた鈴木先生にご講演を賜りたいと思います。先生、よろしくお願い致します。

鈴木 敏正（すずき としまさ）さん



1947年 静岡県に生まれる
1970年 京都大学農学部農林経済学科卒業
1975年 島根大学農学部助手
1978年 京都大学大学院農学研究科博士課程終了
1978年 島根大学農学部助教授
1981年 北海道大学教育学部助教授
1996年 同 教授 現在に至る

主な著書

- 「小規模草地改良と和牛繁殖経営の展開」(農政調査委員会1979年)
「商業的農業と農法問題」(日本経済評論社 1985年共著)
「北海道経済図説」(北海道大学図書刊行会 1990年共編著)
「自己教育の論理」(筑波書房 1992年)
「地域生涯学習の計画化（上）（下）」(筑波書房 1992年共編著)
「平和への地域づくり教育」(筑波書房 1995年)
「学校型教育を超えて」(北樹出版 1998年)
「地域づくり教育の誕生」(北海道大学図書刊行会 1998年)
「エンパワーメントの教育学」(北樹出版 1999年)

「農村の高齢化問題」研究会

鈴木 この研究会は、地域農業研究所の自主研究ということで三年間やってきました。当然、介護保険問題等の情勢がありまして、そうした問題をどう考えるかということが課題となつた研究です。経過についてはお手元にあります最終報告書に書かれていますので、後ほど見ていただきたいと思います。最初は典型事例の調査と、全国的な動向、特に北海道の特質などを、農村福祉の問題に焦点を合わせて検討してきました。

典型事例としては、福祉の問題ではある意味で、北海道で一番有名であったと思われます栗山町を取り上げました。この点につきましては、二年間詳細な調査をして報告書を別にまとめてあります。しかし、北海道の典型的な、農村福祉を重視している町村だということですが、肝心の農協の活動が見えないということが問題になりまして、最終年度の昨年度につきましては少し調査対象を広げて検討させていただきました。

そのうちのJJA川西農協とJJA東川は、全中が農村の福祉事業を進めるためのモデル対象地域として設定した地域です。それ以外に、北からいきますと士別市です。ここは社会福祉協議会が非常に頑張っておりますし、行政と共同して、社会福祉協議会がすすめています、いわゆる事業型社協という活動が最も典型的に進んでいる地域と考えました。次に南富良野です。研究会の中でも取り上げさせていただきましたが、下田憲さんという医師がおられまして、いわゆる近代医療だけでした。

はなくして東洋の医療も取り入れつつ、しかも診療所にずっと座つて医療活動をするのではなく、外に出かけて往診活動などを積極的にされています。更に行政その他と協力し合いながら農村の医療を進めているのです。

一つの典型地域ではないかということでの南富良野にしました。最後に長沼町を取り上げました。注目したのは農協が進めている女性部を中心とした助け合い活動です。組織のメンバーの数が多く、活動が

少なくとも統計数字的に見ますと非常に活発でした。こうして、最初に申し上げました川西と東川を含めまして、五つの農協管内を取り上げて農村における福祉の実態という事を考えてみました。

私たちの研究会は、もちろん農業・農協の問題を中心と考えているわけですが、それだけではなく福祉の問題を考えるのには、当然、社会福祉のことも考えなくてはならないし、関連する保健事業や様々な普及事業、行政が関わっている関連の事業もあります。それからいわゆる生き甲斐などに関わっては、生涯学習という活動もあります。それら関連の専門家も集まりまして、総合的に福祉の問題を考えようとしたわけです。その結果が皆さんのお手元にある報告書です。今日はこの報告書でどのようなことを書いているかということをお話したいと思います。

この問題が起こってきた契機は、介護保険制度が来年四月から始まる

じこい」といふ。この介護保険制度によつては、よく福祉の問題が変わつて行くが、どうなことがあります。一つの検討されなければいけないことがあります。この点に関わつて、北海道の福祉の特徴などをいろいろ吟味しました。そこでまず、この介護保険の問題をどう考えるかについてお話をしたいと思います。一番目は農協の福祉活動というのはどのような形であるべきかということです。二番目は、北海道にはかなり都府県とは違う状況があるということが明らかになつてきましたので、北海道における

介護保険制度施行をめぐつて

さて、なんと云つてもこの問題に農協としても取り組まなければならなくなつたきっかけは、介護保険制度の施行にあります。先ほど言いましたように来年四月から施行されるわけですが、一〇月には介護の認定の活動が始まりますし、来月からはもう既に業者の指定に関わ

いことは農協がどのような役割を期待されてゐるのかどうかと申します。四番目に特に女性部を中心とした助け合い活動、あるいはヘルパーの養成に関わる活動についてです。

今、農村の福祉の現場の最末端のところでは、女性が殆ど中心的な役割を担つてゐるわけで、女性の問題をどう考えるかという事を抜きには出来ないだらうというのが、私たちの報告書でもう一つ主張している点でございまして、それに関わつては、それを申し上げます。

る申請が受けされ、全国的には事実上もつスタートしていると言つていいかと思います。実はこの報告書は、もう少しいろいろな調査をしましたので、系統的にまとめてからとも思いましたけれど、慌ててこのように作りさせていただいて、今日に間に合わせたのは、そういう全体的な情勢があるので、多少報告の内容にはりつきがあるのには目をつぶつて、皆さんに問題提起をしてよと考へたからです。

介護保険の問題については、最近は特に新聞・マスコミ・テレビ等、様々なところで報道されておりますし、現場で事態が進行していきますので、皆さんもご存知だと思います。したがつて詳しくは申し上げませんけれど、私たちが考へた事をポイントだけ申し上げます。一つは、これは現在の日本の社会福祉・社会保障制度の大きなリストラの一環であると考えられます。行財政改革の一環でもありますし、そこで規制緩和、民間活力導入、地方分権というような事が問題にされ、そうした全体的な流れの一環としてこの医療保険改革が提案されているということです。それぞれについては時間がないので省略しますが、例えば最近の特徴という事で二点ほど申し上げますと、一つは地方分権といつてもかなり広域行政を進める形でされていふことです。

もう存知のようにこの介護の認定をする場合には、専門家が五人必要です。市町村でそれを揃えられるかといった問題があります。市町村などにかなり保険料等にむづつきがあります。同じようなサービスを受けながら、その内容が特に近隣市町村で大きく違う可能性があります。これらを何とかしなくてはいけない等、いろいろな事情がありまして、広域行政という事が介護保険制度を進めようとしている方に言われています。元々行政的に見ましても、行政全体の合理化と関わって広域行政というものが進められています。その先端をいく活動としても位置付けられる

ようになつてゐるところとともに、最近の動向では特に注目すべきだと思ひます。

もう一つは、先ほども言いましたように、六月に事業者の指定の申請の受付が始まる事になっています。これに関しましては、様々な事業者が登場していることが問題になつています。最近でもいろいろな形で各地の動きが紹介されています。例えば私の手元に朝日新聞の五月一六日付の切り抜きの記事があります。これを見ましても、当初は四兆円産業か、七兆円産業かということが言われまして、最近では初年度だけでも四兆八千億のビッグビジネスだと言われ、この不況ですから余計に注目されるのです。非常に大きな市場がそこにあるというわけです。皆さんのがこの関連で名前を聞いているようなニチイ学館とかベネッセコーポレーションなど、この領域で有名な会社だけではなくて、ここに紹介されていふところでは、松下電工やJR西日本などの様々な業種が名乗りをあげ、もちろん関係のある家具の販売とか、警備保障、葬祭、建設、ビル管理などの会社も曰々押しで申請のことを考へ、説明会にやつてきています。そういう状況で業者はウの目タカの目でいます。もちろんこうしたものだけではなく、これが様々な福祉の実践に關りますので、ボランティア団体や、最近では昨年成立した法律、いわゆるNPO法などによつたNPO団体なども寄つてきているわけです。このように様々なところから新しい市場として注目されている中で、それぞれの地域で業者をどのように指定して、全体としてどのような形で進めるかは、各自治体において問われる事になります。

しかし、既に報道されている中でありますように、介護保険制度にはいくつかの問題があると言われています。基本的な問題は、今まで

の社会保障の基本的な考え方でありました措置制度から保険制度、もう少し法律的に言いますと契約制度に変わります。もっと具体的に言えば、例えば事業の補助なども基本的には社会福祉を進める人に対して、これまで人件費補助方式を取つてきましたが、これからは事業費方式といいまして、事業単位に補助金を出すという方向に変わつてきます。これは既に介護保険制度の出発を待たずに、いわゆる社会福祉基礎構造改革として進められてゐることです。今までとは大きな事業のあり方の変化があつて、その一環としてこの保険制度が出てくる事が基本的な問題としてあるわけです。

直接的には皆さんか一番ご存知で、一番よく報道されてゐることですが、これが実質的な増税になるのではないかという事があります。介護保険は保険といつても強制保険ですので、その保険料負担をひくするかといふのがあります問題になつてきます。当初、厚生省は一人当たり月二、五〇〇円くらいになるのではないかと言つてはいましたが、これはすぐに見積もりの仕方を過小評価してはいたという事が露見して、厚生省は最近では三、〇〇〇円位といふ報告をしていています。各自治体で計算しているのは数千円といふことが多い、北海道でも最近は八、〇〇〇円といふ声も聞いて、いつたいどじまで行くのだからとかといふような事です。しかもこれは初年度です。その先全ての人から、しかも年金生活者の年金からもこの保険料を強制で取るというような話になつており、これは大変だというわけで、その上に保険料だけではなく、利用料も必要になります。今までヘルパーなどは、特別な場合を除きましても七、八割は無料で受けれるような形になつてはいましたが、それが全て、かかった利用料の一割は負担しなければなりません。従つすると保険料プラス利用料、そんなに払えるのだかどじのよつたことが問題になつていています。

更には介護保険制度ですから、身体介護に関する保険制度として進行しています。しかし、介護問題や福祉の問題は決してその領域だけには収まりません。ですから当然、自治体のほうでも「上乗せ」といつて、その保険制度より「プラスアルファの事業をしないとやつていけない。あるいは「横出し」といいまして、その事業には乗つてこない別の家庭事業援助などが当然必要になつてきますが、そのような問題については別的情形で進めていかないと、今のサービスする維持できないという事が問題になつていています。「これらをいつたいどじするのをしよう」。

また、認定問題というのがあります。「要介護」として認定されなければ受給出来ないのです。認定されぬにはひくしたらいでのじよう、市町村でそういう業務に携わつている人もいるかもしませんが、この認定が非常にあいまいです。実際にやってみると、一次と二次の認定があるのですが、その間で三割くらいの食い違いがありました。それをどう調整するかということがモデル事業では問題になりましたし、ちょっとした違いで「要介護」になつたり、「要支援」になつたり「自立」にさせられたりといったことになつてきます。この認定をひくやつてするのでしょうか。しかも短時間でかなり込み入つた認定作業をしなければならないのに、一人当たりの認定時間が、計算してみたら四分くらいだったというような話も出て来たりして、これはどうなんだねうとうの話が、具体的に進める場合の問題として出でてきます。

私たちのほうから見るともっと大きな問題として、当初からこの問題で「ユース性を持つて言われているのは、一つは長期入院のようないわゆる社会的入院の問題があります。地域に福祉関係の施設が無いけれど介護が必要で、家では看つことが出来ないので、入院した形にしてしまうのです。北海道の場合では高齢者の世帯が冬を過ぐしにくうといふ事

で、冬だけ札幌の病院に来て入院しているところのようなことが問題にされ、こういうのがあるから保険料医療費が高くなるのだといふ話になり、そういうものを作れるだけ無くしてしまおうとしたのですが、しましまはコース等で問題になります。

焦點化しようとしていて、逆にいいますと、今まで施設に入っていても必ずしも必要でないと判断され、「要介護」でないという人は施設から出ていくつもりのお話です。全体としては、例えば「特養ホーム」などは今まで生活施設と言いました、そこに入るとして生活をするという事が前提で、介護を受けながら生活をするということでしたが、これが通過施設に変わります。本当に「要介護」の時だけ出て、あとは基本的には在宅などでやつてもうねつぶつに変えていくという事です。当然これを進めていきますと、「要介護」と認定されなければ、例えば特養ホーム等の施設からは出ていくつもりという話になります。ではそれをどうやって受け入れたらいいのでしょうか。在宅福祉を重視するとなつているけれど、それは受けられるのでしょうか。具体的にそうした事が問題になつてきています。

「いついつ」とを一つ一つ数えてみると、要するにこれは「保険がかかるサービス無し」になってしまふのではないかということです。保険料は、実質増税と同じように払われます。保険料は払うのだけれど実際介護を受けたくとも受けられない。計算によるとサービスを受けられるのは、だいたい保険料を払う人の一割程度になるのではないかということです。そうすると保険料を払っても、介護が必要であっても、殆どが介護を受けられないということになってしまふのではないかということとがこの制度を巡つての大きな問題になつています。こういった問題が

農村部のかかえる問題

こうした中で、とりわけ今問題になつてゐるのが農村部の問題です。なぜかといいますと、行政的な対応の限界もありますけれど、全体的に民間活力導入、民間事業者導入が強制されますが、農村は非常に範囲も広く、空間的領域も広いのです。いろいろな介護サービスをするにしても、移動コストが大きいかかります。こうした問題の中で、農村部で民間の事業費方式に変わってきた場合に、行政がしても同じことですが、事業効率が非常に低いと判断されています。その問題をどう考えていくのか。

また、今まで農村の介護の問題というのは、いわゆる家族介護の問題でした。典型例として介護地獄と言われたりしながらも、しかしそれなりに何とかやつてきましたが、今言つたような状況の中で新しく介護問題が具体化していった場合に、農村部は本当に対応できるのかどうかとが非常にシビアな問題として起つてきましたわけです。まず、そういう状況での問題だという事を理解していただきたいのです。

農協福祉活動の意義

もちろん農協のほうは手をこまねいていたわけではありません。じ存知のように一九九一年に農協法の改正をして福祉事業に取り組むという条件が出来てきましたし、その翌年に高齢者福祉活動基本方針を出して

取り組んできた経過は、いろいろな種々な存知の事だと思ひます。

いわした中で、一つはなぜ農協が乗り出さなければ行かないかといふことですが、大きな枠で言いますと、都市部や都部、農村部、その都部の中における市街地と農村部の格差の問題が厳然としてあるといふ事です。にも関わらず、農村部は他に比べて高齢化率も非常に高いし、特に最近高齢者世帯が増大しています。四半世紀後には、恐らく日本はこれから高齢化社会になるだろうと言われていますが、農村部はもう四半世紀も先に高度の高齢化が進んでいる状況にあります。これに対して、いつたいどのようにして取り組んでいくかといふことです。今までの農協としての広い意味で福祉事業を考えますと、そこにも挙げてありますように、厚生病院を作る事から始まって、様々な生活事業に取り組んできました。広い意味では酪農のヘルパーなども福祉事業と言えるかもしません。しかし、それだけに留まつていらるのかといふのが現在の局面です。しかも、むつこの問題は先ほど言ったような介護保険制度施行に伴つ、或いはその背景にある大きな社会保障制度のリストラが進行する中で、特に問題となる農村でどうするか考えた場合にどういつ事が問題になるのか、そこでなぜ農協の福祉活動が要請されているのか、農協が取り組む事の意味はどうにあるのかどういつが問題にされてくるわけです。

私たちの延べ111件のことを教えてみました。一点目は、農協といふのは、本来は組合員の要求や必要に基づいて組織されている自主的な組織だということです。こう考えた場合に、現に組合員が必要とし、外から離りかかってきた火の粉かもしれないけれど、それに対応せざるを得ないという状況があります。実際に私たちが農家にアンケート調査等

をしますと、組合員にとっていかせん要求度が高いのが、健康問題・老後の生活の問題です。このように組合員が要求をしてくる時に、農協は手をこまねいて見てるのかという問題から始まり、本来の協同組合としての役割が問われてくるのではないでしょか。

一例では、農協といつても、日本の農協はご存知のように中心は総合農協です。この総合農協としてのJAに課せられてる課題があります。組合員の農家の生活と経営・生産は密接に結びついてるわけです。それらの総体として見ながら、その総体に関わって活動できる条件があるのは、総合農協としての農協です。そうしなければいけないというようにもいえます。

実際に取り組んだ事例として、私たちは初年度のこの北海道には良い事例がないといつことで、内地のいろいろな事例を検討しました。たいていどこの事例でも、やってみてよかつたといふのは、もちろん福祉事業そのものが組合員の要求に答えるといつことで、非常に組合員から喜ばれるといつことはあるのですが、それだけに終わりません。実はこの事業を展開するといつことは、この事を通じて福祉事業をしてくれる農協に対する信頼が高まる」とも含めての話ですが、例えば金融事業や購買事業に非常にプラスになっています。様々な新しい購買事業等の領域が拡大していくといつ側面もありますけれど、このこう形で福祉に取り組んでいく農協を信頼して、今までは銀行のことも考へたけれど、預金はやはり農協だと、様々に関わって出て行くお金は農協を窓口にするだけが、そういうことを通して、全体として農協の事業が発展するのです。そのように展開したところが大体うまく行ったといつことが報告されています。これは考へてみると当たり前的话で、農協が総合農協としてある限りそういう関係が生まれます。逆に意識的にそういうメソッド

を追求していく、じぶんことが必要ではないかという問題が二点目です。二点目に、今行政と企業だけでは出来ない領域の重要性が問題になっています。端的には先ほど話しましたNPO法です。非営利活動促進法ですが、そうしたものが出でてくる理由としては、一つは国家の失敗があります。今なぜこんな問題がでているかというと、福祉国家型の国家の問題で、福祉予算が十分であったかという議論は別にしますが、それに金がかかりすぎる所以、国家でいろいろ面倒を見るのはもうやめだ、こういふ話になってしまっているわけです。これはある意味で日本の社会保障制度の限界もあるわけですが、国家のあり方が全体として失敗したと考えられているのです。

企業参入の問題点

これに対して、企業の民間活力導入が焦点になっています。医療、福祉、保険の複合体も現れ、何兆円だから今一番の成長産業だというわけで、ここに様々な企業が乗り込んでいます。しかしこの福祉の問題を、果たして企業が出来るのでしょうか。実際に様々なところで検討して実態として明らかになつてしているのは、企業がやつてくるのは結局おいしいところだけです。福祉の活動全体の中で、企業活動としてうまい汁が吸えるところだけにしか刺さり込んできません。しかも企業の場合には、儲からないと思えばすぐに撤退してしまいます。福祉の問題や介護の問題は、いったいそういう問題なのでしょうか。

こうした中で次第に注目されてきているのが、国家でもない、行政でもない、しかし逆に企業でもない、そのといった組織です。いわゆる非営利・協同組織の出番がそこにあるわけです。別に福祉の領域だけではなく

くて、他の領域についても共通の事が言えるのですが、ここで協同組織の大きな出番が登場してきたというわけです。まさにそれは協同組合としての農協のアイデンティティです。行政でもない企業でもない、かといって事業活動を本格的にしない単なるボランティア組織でもあります。協同組合の存立意義はどこにあるのだということが問われているのが、農村の福祉事業であるところです。少し広い視野で見ると、農協が福祉事業に取り組む事の非常に重要な意義というのがそこにあるのではないかと考えられます。

北海道の抱える問題

もう少し具体的に北海道に即してみると、じぶんことが問題になつてゐるのでしょうか。これは最初の報告書にまとめたので、必ずしもこの報告書に充分に書いていない部分もありますが、これまで北海道は、ご存知のように全国的に見ても非常に代表的な過疎圏となっていました。高齢化もかなり高いほうの水準でした。しかし、今まで必ずしも北海道では高齢化という問題や福祉の活動ということは問題にされてきました。いわば問題が潜在的に進行していたのです。それは逆に言ひましたと、北海道の農業の厳しさがあつて、高齢化して農業が出来なくなると農村から離農しなければならなかつたということがあります。離農の大きさというものが、福祉の課題を見えなくしてきましたのではないでしょうか。

しかし八〇年代から特に九〇年代に入つて、農村における農家の定住化が進行しています。(今までやしたり離農してしまつたような人たちも、今は定住して、出来たりして一生を終えたいという形で残つてゐる人



▲帯広けいせい苑



が非常に増えました。それについてもそれを反映して高齢化率はぐるっと跳ね上がっているわけです。このことの問題は皆さんに少し注意深く見ればお分かりのように、既に潜在化という状況ではなく顕在化してきています。これは客観的な一つの条件ですが、実はそれと裏腹にあるのが主体的な条件で、農協がいわば生産至上主義、どんどん生産を拡大し、規模を拡大し、販売額を増大して、それで利用料を取つて、農協 자체も農村自体も発展すると考えました。それをこじでは生産至上主義と言っていますが、その裏では生活やとりわけ福祉の事は出来るだけ見ないようにしてきました。これまで見なくともそれぞれの家庭でその問題が自然になくなつてしまつたり、家庭の中で問題を処理して、ただ見えなくなつていただけなのですけれども、もうそろは行かなくなつてきているというのが現状ではないかと考えられています。

もう一つは行政的な対応の問題があります。行政的な対応として考えますと、北海道の特徴は、福祉は施設型だといえます。施設の設置といつじでいつど、全国的に見ても北海道は高い水準です。介護の問題は、いいよになつたら施設に入れ、施設で問題を処理していくのです。しかし、今までそういう形で処理していたけれども、これからは「要介護」という認定がされないと施設に入れなくなるのです。それまで施設に入っていた人も出て行かなければならない。誰がその受け皿となるのかが問題になっています。

私たちが調査した中でも、例えば帯広の川西の「けいせい苑」などはこういうモデル事業の活動をしていましたが、かなり複雑で深刻な問題がありました。要するに退所する時の条件です。退所のことを考えて、入所するときに施設の中でもう一つことをしなければならないかという、固有の課題もありますし、退所するとき配慮しなければならない様々な

点もあります。退所した後、農家なりに帰つてそこにどうするか、そこ
どこのよほな福祉を進めていくかなど、非常に大変な問題が一つ一つに
あります。これらが一齊に問題になつてくるのです。これもいわば今まで
の北海道型の農村福祉のあり方の裏腹な問題として、今の制度改革で
大きな問題になるといふのです。

北海道における系統の

福祉活動取り組みの現状

そういう中で農協はどうしたらいいのでしょうか。一口に言うと北海
道の農協は全国的に比べても非常に対応が遅れているというのが実態で
す。事業としてみても、それが結果なのか、原因なのかは差し置いて、
先ほど言った生産至上主義のような考え方があるからだということと関
連して、非常に立ち遅れています。我々が調査対象を選ぶのに苦労した
というような実態に北海道の農協はあります。助け合い組織等において
も、全国的に見るとやはり遅れていると言わざるをえません。地域的に
見ると、地方中核都市とその周辺くらいでは、結構活動しているといふ
がありますけれど、本当の農村部に行くと非常にお寒い状態です。こう
いう状況で直面する課題に対応できるかという事が問題です。

組織の中の問題としても、生活事業全体の位置付けが非常に弱いとい
ふことが指摘できます。これはみなさんもよくご存知の事です。生活指
導員の配置については、形の上で置いている所もありますが、全体とし
て配置しているところが少く、実質的に未配置の所が非常に多いのが実
態です。こうした中でいったいどうするかということが問題になつてい
ます。

我々が調査していく間くじとは、農協では「福祉の問題は行政がする
ことだ」と考えています。いろいろな理由があるのでしようが、これが
一般的な農協の中の考え方です。福祉、従つて介護などという問題は、
行政がやるべき問題だと考えています。

それでまた行政の方に行きますと、事実上そうなのですが、実際に社
会福祉協議会なども含めて、行政が活動するのは市街地の中心が多いの
です。農村部の方はと言うと、差支えがあるかもしれません、「農村
部の事は農協でやつてほしい」とお互いに思つてゐるのです。実際に農
村にいる住民農家は一体どうなるのだろうかというのが、調査員一同が
感じた事です。そういう状況が実際の問題です。

JJAの方では、まず経営環境の問題があります。私たちが最初に行つ
たことは米価が急落したことでした。それにどう対応するかというのが
まず自先の問題であつて、福祉を重視していないわけではないけれど、
福祉の問題は「の次だ」といつぶつに、大抵どこかの農協でもなつてしま
た。そこに今までの生産至上主義的な考え方があるとも言えますし、目
前の当面対応しなければいけない課題があつて、特にトップの人たち
は、その問題を考えなければなりません。私たちが尋ねていつても、営
農指導部など一應は担当を決めてあるといふところもありますが、実質
的には殆どが、せいぜい女性部の活動としています。それも、女性部が
むしろ自主的に、様々な助け合い組織とかボランティアなどの活動を
している形が多いのです。直接的に事業としてやつていいないので、ヘル
パー養成などの枠に従つて進めてはいるけれど、それ以上の事は出来な
い、しない、という状況でした。先ほど言ったような条件から見て、果
たしてそれでいいのか、こうしたことが問題になつてゐるわけです。

取り組みの必要条件

「」のような北海道的な特徴を踏まえて、農村部で今必要な事として三つを挙げたいと思います。では本当に出来ないのでしょうか。都府県の実践などをみて出でてきますが、特に最近は農協の合併が進んでいて、旧単協の施設とか倉庫なども含めて、遊んでいる場合が結構あります。成功した都府県では、そういうものをうまく利用しています。施設だけでなく、人員も合理化して、余っているとは言いませんが「余剰人員」が出てきます。お金についても、最近の信連と単協の環境の変化については皆さんもご存知の通りで、お金をどのように運用しているのか、余ったふるところのはけしからんという人がいるかもしませんが、「余裕金」があります。実際に農協の事業を次の段階で展開しようとしましたときに、そこに四兆円、七兆円産業があつて、将来的には何十兆となるだろつと言われ、周りの企業はウの目タカの目になつて考えています。その時に農協は遊休資産、余剰人員、「余裕金」を抱えて、何もしないのか、という事が問題になつてゐるのでないでしょうか。現実的にはコスト等のことを考へても、こうした現在ある力を出来ることが、まだ出来ていないのではないか、それは何とかならないのかといふのが一つです。

二つめは先ほども言いましたが、そもそも生活指導員の配置に端的に見られるような基本的職員の配置がありません。その事を具体的に考えると、部署や人が配置されていない、ということが問題ではないかと思われます。農協は組合員農家の一番近くにいて、組合員農家の一番具体的な問題を理解した上で対応できるのです。先ほど認定制度の話で言いました

が、認定基準などは本当に機械的で、マークシートに記入し、それをコンピュータが計算して、「あなたは要介護だ」「あなたは要支援だ」と決めるわけです。そうしたときに必要な情報は身体の状況だけではありません。支える家族がいるか、周りに支える条件があるかどうか、そういうことでこの人は在宅福祉するのが一番適している、この人の場合はこういう条件だと施設に入れてあげたほうが良い。そういうことが判断できる人が近くにいる事が、どうしても必要になつてしまふのです。そういう時に、単に行政や外からやつてきた企業だけに任しておいて良いのかという問題があります。具体的に進めようとした場合に、この介護保険制度の中では、いわゆるケアマネージャーなどをしてどのように配置するのか、専門性を持つ人をどう位置付けるのかなどがだんだん問題になつてくるのです。まず、農協にこの問題を考える専門職員を配置することが求められているのではないかといつことが一番目です。

二番目は地域福祉計画への参画、行政へのパートナーシップとあります、これは先ほど言つた事なので後で少し補足する事にします。

生活事業・女性部活動と農村福祉

—ジエンダー視点—

四番目に挙げてあるのは、ジエンダー、女性の視点から問題を考える

必要があるということです。客観的な今の流れをもう少し現場で見ていくと、介護の問題は家族介護から社会的介護へという大きな流れになります。家族の中で介護の問題を処理してきた時代はもう終わりです。もちろん家族は一番近くにいて大切な役目を果たすけれど、家族だけをするのではなく、むしろ介護の問題は社会的な問題として対応するのだ

じつのように変わらなくていいです。その中で一人ひとりが自分の人生を生き、最後まで全うできるかどうかが問題となつてきています。

例えばこの研究会でお話を願いした、下田医師は、こうした視点から、南富良野の診療所で頑張っています。具体的な例を話すと時間が無くなつてしまつので省略しますが、一人ひとりが非常に個性的な死に方をします。その一人ひとりにふさわしい死に向、一生の終え方があるのです。どのようにして、そういう条件を保障してあげるかということが具体的に問題になつてきます。社会的な介護として、その中で一人ひとりが自立した人格として一生を終えることを、どう保障していくかということがこれからは問題になつていくのです。そのように考えると、今まででは介護の問題は、農村部では、ほとんど女性の問題として考えられてきました。現に今、ヘルパーであれ助け合い組織であれ、社会的に活動している、あるいは活動しようとしているところでも殆どが女性です。果たしてそれで良いのでしょうか。

ジェンダー視点といいますと、JAで「女性組織綱領」というものを作つてているのはご存知だと思います。ここでは女性の権利の保障、それに基づく女性の社会的地位の向上、女性の農協活動に対する参加の問題、それから協同活動を通した生活の質の向上といふようなことがうたわれています。農協の内部から言えば、具体的にどのように綱領を実現していくかといふことが、問題になるかと思います。

しかし、そうした方向性とは逆に、我々が調査したところによると、現実の女性活動、例えば女性部員は急速に減少しつつあります。それは農家数が減少する以上に急速に減少しています。これは単に農村の女性の数が減つてきたからといふ話ではありません。女性部の活動に参加しない、いわゆる組織離れと言われるような女性が増えてきました。この

女性部で活動する事の意味や意義が見えなくなつてきました。様々な現場に行くと、もっと小さな規模で、もっと私的なサークルで、それぞれ活き活きと活動している女性はいるのだけれども、女性部の活動には参加しない人が増えてきました。こういった現実があります。農協全体としての位置付けと理念とのギャップが出てきています。

あるいは今、介護保険の問題でホームヘルパーの育成を、殆どが女性を対象にしていますけれど、これも女性の認識と全中はじめ農協のトップ層が進めようとしているものとの間に、意識のズレがあります。その端的なものは、農村ではこのヘルパー養成講座を受けたいという女性の方が非常に多いのです。実際は枠があつてなかなか養成講座を受けられない方がたくさんいます。これをどのように考えるかという問題です。

よくよく見とみると、その要求の中には確かにヘルパーになつて、様々なボランティア活動を含めたいいろいろな活動をしたいといふ人もいますが、何はともあれ自分の家の事、自分自身の事が問題なのです。そういう立場になつたときに自分が自身の問題として、自分が例えば夫を、姑を介護しようとした時に必要になるような知識・技能を身につけておきたい、という事で参加するのです。そういうものと、農協が全国的事業として進めている、農村福祉事業の最末端で活躍してくれる人たちとして位置付けているヘルパーとの間に考え方のずれがあります。これなどのように埋めていくかが問題になつています。

具体的に指摘できるのは、女性を位置付けるような組織体制が充分に取られていないということが、非常に問題なのではないでしょうか。先ほど生活指導員の話をしましたが、こうした女性部の活動や広く生活・福祉活動を支える生活指導員が必要です。きちんと女性の専門的な職員を置いて、そうした活動を保障するような体制が出来ていいのです。

もつと広く言えば、女性を広く農協活動に参加させねばならないことが必要です。いろいろな事をしていかないと、現場の一一番末端にいる農村の女性の認識と、経営トップ層が考えている福祉事業の扱い手としての女性の位置付けとのすれば解消できないことが言えるのではないかでしょか。もう少し女性を農協の組織の中で位置づけ、正組合員化、役員参加といふことも含め、とりわけ女性の専門職員を増やす必要があります。女性はパート職で、中心的な仕事の中には必ずしも位置付けられてはないという場合が多いのです。

実際の現場、農業の生産の場を見てみるとわかると思いますが、女性は男性と同じようにどうか、男性以上に生産や経営の場でも位置ついて現実には活躍していますが、それが反映されていません。社会的な視点が農協の組織の中では反映されていないのです。そのことがいつもギヤップを生んでいます。それをどういふうに解決していくのかということが問題になつてきます。全体として、男性・女性共にこの問題をそうした視点から学習していく、考え方直してみるといふことが必要ではないでしょうか。

私も、妻より私のほうが先に死ぬと思つていました。この前までずっとそう思つていました。しかし、この四月に妻が倒れて、三週間くらい入院しました。考えてみれば当たり前の話です。男女同数にいるわけですから、どちらが先に介護が必要になるか、男性のほうが先に必要になるというのは、初めから決まっている話ではないのです。現実に私たちが調査した中では、高齢農家で夫婦で暮らしていて、女性のほうが障害を持つたり病気になつたりして、介護が必要になり、男性が女性を介護している事例をいくつか見ました。これは平等に起くるのです。同じように考えていくことを原点にして、農協の事業や組織における実態との

ずれを解消しないと、この介護の問題を具体的に進めていく場合に、大きな問題を引き起こす事になるのではないかどうのが考えていただきたいことです。

農家・系統の意識改革

五番目ですが、福祉の問題・介護の問題は絶対にそれだけの問題ではありません。特に生産至上主義的に考えますと、生産や経営の問題とは別だ、一の次の問題だとお考えの人が多いのではないでしようか。少なくとも、我々が調査した中では、そういう考え方が農協の中では支配的だといふうに思えました。しかし、それは考え方を変えたほうが良いのではないかでしようか。

一つは、高齢化の問題は、まず農業の扱い手問題です。高齢化がどんどん進行していく。これは忽ち生産・経営の問題に関わってきます。最近では特に耕境が後退し、農地が荒廃しています。農地を貸したり、売ったりしたい、しかしそれを受ける相手がいないのです。これが進行していく、というのは皆さんよくご存知の事です。そういう問題が、まず大前提としてあります。それから更に、これは単に収益性だとか、農業の経営の問題だけではなく、特に稻作地帯などはそうですが、例えば高齢化が進む人たちは、作業を委託し、規模を拡大したい人に土地を貸していくばくまく行くのではないかと、それも今まででは自然につまく行くと考えていました。

実態は必ずしもそうではありません。そういう場合もありますが、実際に進行しているのは、高齢農家が高齢農家を支える構造です。貸した方、作業をしてもう一つ農家も高齢ですが、それを受ける農家も高齢なの

です。ですから私たちが調査した中で幾つか出会ったのは、受託農家、土地を借りてゐる農家の経営者が怪我をしたとか、もう高齢でやめたい

といふと、忽ちそれで生活できなくなります。もちろん土地を貸していいた賃借料、小作料の問題もあるわけですが、忽ちその土地を耕せなくなります。このような事例も多いのです。ですから高齢化の問題は経営の問題に直結しているのです。高齢者の福祉を考えるということは、経営問題なのだと考えて欲しいと思います。

これは決して今言つた高齢農家だけのことではありません。元気よく活躍している中核的農家でも同じことが起ります。例えばその家中に、介護を必要とする人が一人出たとします。忽ちそれの為に、お嫁さんがそこに付かなくてはいけません。一人の労働力だけではなく、一人の労働力が取られます。今は夫婦でやつてゐる場合が多いですから、その人が欠けたら経営はやつていけますかと言つたら、？マークがつくような場合が多いのです。つまり介護に農業労働力がすぐ取られてしまふので、その経営は成り立たなくなるのです。そういうような構造があるのだということを考えてください。

将来的に考へるとその次に書いてありますように、後継者の問題で例えれば花嫁不足などがあります。花嫁不足が問題になるのは、一つの大きな面、農村の家族関係の問題もあるし、介護の問題もあります。農村だからこそ、都市ではない体制で、いろいろ組織的に支えあって、介護の問題は心配ないよという状況にしないと花嫁はやつてきません。そうすると花嫁問題、後継者問題としてもこの問題は取り組んでいかなければなりませんという事になります。こうすることを考えてきましたら、福祉事業に取り組むということは、農業の生産や経営、農協の事業の本体に関わる問題だということがわかるはずです。こうした問題とし

て、是非取り組んで欲しいと思います。

農協高齢者福祉活動への二つの提言

この報告書の中では、具体的にここに出席されてゐます、経営の方を担当された塙沢先生からの提案もありますので紹介しておきます。二つほど具体的な提案があります。

一つは高齢農家のための農業者年金制度のあり方の問題です。特に今は六〇歳から六五歳の間に委譲の手続きをしないと年金は貰えないといふ事になつていますが、実は農村に行くと六五歳くらいではびんびんしている人が結構多いのです。しかしそうした人たちが、年金を貰うのか、それを放棄して農業者所得と生活の事を考へて、農業を続けるのかといふ選択に迫られているという場合が多くあります。塙沢先生はこの中で、六〇歳から六五歳というのをせめて七〇から七五歳に、つまり一〇年くらい繰り下げて第三者委譲の申請期限を考えるべきではないかどうじとを言つています。もちろんこれは制度の事ですからすぐに変わるといふことではありませんが、むしろこういった問題を、農協の活動の中から掘り起こして、一つの運動として制度を変えていく、或いは過渡期的な対応を取るというような、様々な工夫がなされても良いのではないでしようか。これが一つです。

もう一つは高齢農家の経営を援助・引き継ぐ「新規参入」の問題と書いてあります。新規参入の問題は、先ほど言つた高齢化、担い手不足をどう解決するかということで、このじろまでずっと議論されてきました。その最たるものとしてリターンとか、ノターン、一ターンというものも含めて考えてきたわけですが、そういった場合には、新しい農場に新し

い扱い手をと考へてきた場合が多いように思ひます。じつはこの研修施設に行つたり、優れた農家に行って、お金などをいかで溜め込んだり、借金したりして、一気に農業経営者にするのです。

しかし、大体多くの若者は不況で仕事が無くて悩んでいます。それも単に仕事を探しているだけではなくて、より生き甲斐のある、やりがいのある仕事を探そうとしています。そういう中で帰農運動と言われているように、農村の価値や、農業の価値や、環境の問題を考え、農村に行つてやってみたい、そこで自分を探してみたい、と言うような場合もあります。こうした場合、まず農村に入って頂いて、最初は高齢農家の援助をする、少しずつ援助をしながら福祉の活動と農村での様々な農業生産の実践をしつつ、だんだん農業の経営も理解していく、そしてその高齢者が出来なくなつた段階で、その経営をそのまま引き継ぐかは別にして、そういう形で順番に新規参入を段階的に進めていくということも考えて良いのではないかでしょうか。

こういった実践として、先日調査を行つた下川町で、森林組合がリターン・スター・ターン、ターンを引き受け、過疎の地域で雇用を増やしたということが紹介されていました。そういうような実践もあるわけですから、そこを学んで、広い意味での若い人たちを引き入れて、その中から少しずつ農業や農村の事を学んでいく、そうした中で定着していくという方向の一環のなかでの世代間の交代、交流といったことを考えて、新規参入の事を考えてみてはどうでしようか。そういうことも含めて、新規参入の実現という事を塩沢先生はじつ提案なさっています。ちょっと主旨をゆがめた部分もあるかも知れませんが、広く考えて検討してみてもらいたいと思います。これまで問題になつていていたような、單なる経営の委譲だとか、新規参入の問題に加えて、少し高齢者福祉の視点か

ら考へ直してみるのです。なにも全く新しい事業としてやらないでも、現に今課題になつてしまふことを、高齢者福祉といつて視点から考へてみる、じつはこれができないのではないかと思います。

福祉行政・関連諸機関との連携

六番目に、会話してきた多面的な側面から、実はこの後にある関連行政の問題や生涯学習なども含めて検討しました。少なくとも今まで申し上げた事を考えて、重複する部分は避けますけれど、農協の福祉活動に取り組む場合に、これからどうじう事を考えていただきたいかということを、最後に申し上げたいと思います。

高齢者福祉活動を考える場合に、農協で進めているのは、基本的には高齢者福祉サービスの供給者として、もつと端的に介護保険制度でいう事業者として位置付けるかどうかと何を中心に議論しています。これをじうじうと考へるかは大事なことです。けれど、こと高齢者福祉の問題に限ると、それだけでは必ずしも充分ではないといつてが言えるのではないかでしようか。一つは、農協は需要者である農村住民の代表だといつたことがあります。こうした視点から、つまり福祉の需要・要求・必要、じつはそのものをどのように組織化していくかという課題があるのです。供給者、事業をするものという立場からももちろん考へなくてはなりませんが、じうじう視点から見なおすところが第一です。

第一は農村の福祉活動を進める場合、農協は当事者だといつたことです。当事者の視点が非常に大事なのです。こうした視点から、計画策定の主体となつていかなくてはなりません。先ほど言いましたように、福祉は末端に行けば行くほど非常に個別的・個性的で多様です。こうした事情

を反映しないと、本来介護が必要な人が排除されたり、様々な矛盾が起きてくる可能性のある制度です。そつした中では、当事者としての発言というのが非常に重要になります。

町村部に行つても、市街地では社会福祉協議会の活動等もあって、かなりいろいろな活動がなされています。しかし農村部に行くと、殆ど福祉の活動はなされていないというか、そもそも知られていない、知つていても、施設一つ取つても中心部にはなかなか行けないなどの様々な理由があつて、その格差は非常に大きいです。そうした時に、同じ住民として、農村部にいる当事者として考えることが非常に大事な問題になつてきます。その当事者の組織であるのが農協です。これが二点目です。

第三は農村部の代表的な社会的組織であるところのことです。ですから単に当事者として要求を反映させることだけではなくて、地域全体の政策をどうしてふくかということに関わっていく代表的な社会的組織であるところのことです。先ほど非常利組織や協同組織の意義だとかという話をしましたが、行政も行政だけではなく、地域にある様々な社会的な組織やグループなど、パートナーシップをもつて地方分権を進めていかなくてはならないというのが大きな流れです。

こうしたときの代表的なパートナーシップの相手がまさに協同組織です。その典型が、農村部では農協です。農協が自分たちの世界だけでいふとその事が見えなくなつたりするかも知れません。あまり関係ないといます。その歴史の流れの中で農協はどうに考へるのかということとが問われています。そういうことを考へていただきたいのです。これは全体的・基本的な考え方です。

生涯学習との連携

当面の活動として、ここに幾つか挙げています。一つは学習会が必要だということです。農村部では介護保険の事も知りません。我々が調査したときは「えつ、保険料取られるの」から始まって、「わたしも払わなくちゃいけないの」「介護保険って何」と言った質問が多かつたように、この点に関する情報不足・情報格差は非常に大きいです。こうした中で農協等が先ほどの役割を自覚して、農村の住民、組合員に、例えば福祉の制度とか、権利とかがどういった仕組みになつているのか、何がどのように変えられようとしているのか、こういったことを学ぶということは非常に重要な問題です。

これからは自己選択の時代なのです。保険制度は自分の責任で選択するのが前提になっています。実質はかなりそうでない方に行つていると私は思いますが、だんだんそなります。仕組み・考え方としてはさうです。一人ひとりが自分の責任になるのです。福祉の問題、いろいろな問題が出てきても「それは国の責任だ」ではないという話になつてきています。そのときに一人ひとりの組合員が、きちんと制度に対する情報と理解を持つてゐるということが、最低限必要になつてきています。こうした事に関わる学習会が必要です。

一番目はヘルパー養成講座の充実です。これも話すとたくさんあるのですが、要するにこの問題は「チイ学館」や、よその民間事業者に任せてしまうような問題ではありません。少なくとも、農協には厚生病院もあります。実は農村の福祉を考える場合には、農協の事、農村で福祉をやることの固有の意味、そつしたことをカリキュラムにいれた養成講座

をしていかなければならないのです。じりにでもあるよのないこと、もちろん一つ一つの技能の修得は大事ですが、それだけではないのです。農村福祉の理念だと、協同活動の意味だと、そうしたことでも含めた養成講座をしていく必要があるのではないでしょつか。

しかし、なんでもかんでも養成講座で済むというわけではありません。先ほど言ったように、実際に養成講座を開くと、たくさんの受講希望が出てくる。その希望の多くは、実は自分の問題として考えているのです。自分が介護の対象者になつたり、あるいは介護しなければならない立場になつたとき、どうして良いか困つてしまひ。これではダメです。今のがちに介護の知識や技能を学んでおきたいというのがあります。そういう要求に答えるには単なる養成講座だけではなく、例えばもっと違うタイプの介護教室や、そういうた技术を学ぶ場なども開催していくことがあります。そうしないと、その枠やいろいろな財源の問題もあってできないこともありますから、それでは実際には克服できません。実質的にも意味がありません。そういうことを含めて、このヘルパー養成講座を中心とした学習といつても、少しほう夫が必要ではないかということが二点目です。

二点目はボランティア組織、今これが女性部や助け合い組織だけの問題になつていますが、女性部がしている仕事は、単なる請負活動ではないのです。これはボランティア活動です。ボランティアというのは自発的な、自主的な運動、自助組織として考えていかなくてはいけません。これは少し言い過ぎかもしれません、役場などでも女性部がそういう活動をしてみると、自分たちの活動を下請けしてやってもらうのに都合が良い、とうふように考えていく場合もあります。農協の場合でも似たような事が言えます。これから福事業は良い手足が出来たという

ような考え方ではダメです。考え方を直さなければなりません。それからボランティア組織、ボランティア活動には男性の参加が非常に重要なことがあります。先ほど言ったように、男性も介護問題が直接自分の問題として関わつてくるし、そういう問題に直面するわけです。男性の参加も含めてあり方を考えていく必要があります。

後のことばさんは関心があると思いますので四番目に移ります。事業としてはどうしたら良いでしょうか。まず要介護だけではなくて、要支援、自立の全体を見るべきだということは、先ほども言いました。介護保険は要介護を焦点に合わせてやつてある事業です。それだけで福祉、介護問題一つ取つても対応できません。周辺も含めて考えなければいけません。福祉の必要を全体を見てから考える必要があります。

それはまた、高齢者の生活全体に関わる事です。これは総合農協としての農協の取り組みの必要性ともあります。住宅の問題であり、食の問題であり、みんな関わつてきます。そこに豊かな市場があるとうふ見えても良いけれど、全体を調整しながらやらないと、高齢者の生活の維持や介護問題には対応できません。そういうことからなすべき事が幾つかあるでしょ。

その中で、先ほど言った体制作りが必要だといつひとび、特にこの報告書で書かれていますのは、北海道の特質、つまり施設ついでは、まだ待機者がいて不充分だけれど、今の仕組みの中ではこれ以上伸びる可能性が非常に少なくなつてしまつたという問題が一方にはあります。他方には現実に必要なサービスというのは、別に要介護として想定されていなかった問題ではありません。むしろ周辺にある、生活に関わる、場合によっては家庭援助にかかるところまで含めて考えるような援助が必要になっています。

いらっしゃったことを考えた場合、むしろ小規模デイサービスとか、託老所や給食配食サービスのような領域が焦点化されます。こういった領域ではそれほど大きなお金や資産をかけなくても、既存の施設や学校等も含めた、地域にある遊休的な施設を利用しても出来るような活動ですし、農協の今までの活動の上に立って、加工事業だとその他の利用事業の上に立つて出来るような部分があるわけです。こうした所からまず取り組んでまいりましたわけです。

農協の事業間や系統内の連携については皆さんの中で議論している事だと思います。とりわけ先ほど言いましたように、介護保険制度は広域行政を進めるという行政の一環の中で進められているといつぶしがあります。それに対応して農協の方も、農協の系統、それから地域ごとの連携、ネットワーク、こういった事が当然必要になってくる場合があると思います。こうしたことを、あらかじめ視野に入れて取り組む必要があります。

質 疑 応 答

司 会 はじめ先生ありがとうございました。

昨年、栃木県の塙野谷農協の方に来ていただいたで、地域で取り組んでいた福祉の事についてお話ししていただきましたけれども、文字通り今日先生がお話になつた一番目のところ、「地域の田畠を守つてきた先輩を、今の力のある若者が、先輩がしてきた事の恩恵をこうむつて先輩を守つていくのです」これは当然、組合員の要求であり、課題です。

もう一つはその事を総合事業として取り組みしていく。当然農協の非営利体の役割といいますか、この辺が実にうまくセツトされているなど

いつねりもつたじ、今日の六番目で先生は非常にうれしいとをおっしゃつてくださいました。「サービスの供給者だけではなくて地区の需要者の組織の代表者であり、また計画を作る当事者でもあり、また政策の提案者でもある」とい、こうしたことも含めまして、今日お話をありました。

今まで先生がいろいろお話になつた内容で、質問の時間を設けたいと思っています。

石 壇 農村の福祉介護というか、そういうものについては、農協が主体になつてやつていくべきだという話だつたと思います。

例えば長沼町などの場合でも、もちろん農業者が多いと思いますが、農業者以外の方々もたくさん住んでいらっしゃるということがあつて、一〇〇人以上の登録者数があります。この数値も農業者が全部といつことはないのではないかと思います。そのへんのところについてはどうなのでしょうか。一般の方々も含めて農協でやるという事ではないと思うのですが、どういう仕分けといつか、お考えをお伺いてきればと思います。

鈴 木 半々よりもむしろ農村の農家の方の施設利用の方が多いといつるのは、大体の傾向として言えるのではないかと思います。その農協でいろいろな事業をした場合に、農家以外の方々も利用します。そういったときに農協としての原則に照らしてどうなんだとこうのことですね。

以前に、七〇年代くらいですか、地域農協論というのがありました。農協は地域協同組合にならるべきだという議論があり、論争した経過が農協論の中にはあります。そういう「地域農協」はなくして、まず農協は組

「0圓の経営と生活にかかわっているのですから、組合員の事をまず第一にします。当然その中からは農村で生活するという部分も入つてゐるわけです。それをどう位置付けるかという問題です。

都府県のこなした事業を既にしているJAの報告によりますと、いつ活動をすると、農家以外の方からのいろいろな信頼ができる、例えば預金をして貰ると、いろいろな公共料金の支払いを使ってくれるとか、そういう事を通して、準組合員的な位置付けになるような場合が非常に多いということです。ですから必ずしもその事を目的としてゐるわけではないのですが、非農家になつた方も元は農家だったというようなこともあります。

協同組合である限り、まず組合員の利益を考えなければなりません。そういうことなどはよほど反映するかといふことが問題なのです。そこから進めて、全体としての地域づくりをじっくりかといふことは、やはり農協としても課題となるのではないかと思ひます。そういうようなプロセスで考えた場合、農協が農村においてなくてはならない社会的な組織として定着していく、じこうのような方向を考えるのが必要ではないかと考えております。ですから、まず組合員を大事にするのですが、非組合員は排除するかといふと、決してそのではなく、もう少し長期的な視野で位置付けたいことが求められているのではないかと思ひます。

中 村 ホクレンの中村と申します。基本的には農協がそういう事業に参画するには賛成です。ただ事業ですから収支の問題が出てきて、良いときはいいのですが、もし悪化してサービスが低下するあると、それから地域によつてサービスの質が違つてしまつ。ある農協はすぐ経済的に良くてサービスが充実していり、ある農協はあまりよくない。

じこうの分野でやることが本当に許されるのでしょうか。これは基本的人権として、みな健地にしようと東京の真中にしようと、同じ水準のサービスが受けられるべきではないかと思います。そうした意味から、農協自身がやつたときのその辺の歯止めが出来るのかなとうのをお聞きしたいです。

鈴 木 現在の社会保障制度は、基本的に措置制度と言いまして、憲法の一四条にあります生存権を保障するところから出来てゐる法体系があるわけです。でもそれを基本的に変えようといふのが、今の介護保険なのです。

地方分権の裏返しは、当然地域に格差が出てくる事を前提にしています。政府の説明では選択肢の拡充とかになつてますが、私は個人的には保険制度に変えるような方向には余り賛成ではありません。今のご質問の中にありましたように、憲法に保障される権利は国民がどの地域にいる、農村にいようが、過疎地にいようがみんな共通に保障されるべきだと考へていますし、じこうの方向での充実というのが求められていると思うのです。従来はそういうような理念すら必ずしも充分でなかつたのですが、そういう考え方自体も変えてしまおうというのが今の改革なのです。

私自身は、じこうの改革の方向に決して賛成ではありません。現実にそういう事が進行していった場合、先ほど半分齊かすよつないとも言いましたけれど、農村の住民の福祉というものがなおなりにされる可能性が非常に高いわけです。つまり、組合員の生活がそういう状況の中でどうなつていくかといふことをまず考えた上で、協同組合としての農協はどういう役割を果たすべきか、じこうの主導で話をしてきました。

しかしその結果は、ある基準で言えば非常に格差や差異があつたりするわけです。やはり組合の立場というのは、組合員の経営と生活を守るという事が基本ですから、そういうふうにしたってそのための活動をします。その上で、行政とか国に対しても全てが平等になるように、少なくとも最低限は平等に得られるようにする。今、いろいろな改革案が出ていますけれど、実際どういう仕組みでやつていったら良いのかという事はなかなか見えないのです。むしろ新しい仕組みを、それぞれの地域で創造していく、こういうやり方がいいということを一般化していくような運動が、今必要になつてきているのではないかと思います。

差異が出てくるというのは、これをやつて格差を進めるというのではなくて、現実にそういう事が進行しつつある中で、協同組合としてはどうしたらいいのか、そういうふうに発想していくことが必要です。保険制度になると所得が低い人ほど相対的に負担が今に比べて大きくなつてきますし、むしろその事で介護を受けられないという人も大量に発生するということも予想されています。その上で新しい仕組みを作り活動をしつつ、全体としてどんな地域にいても、仮にどんなに所得が低くても、実質的に平等に憲法に保障された権利が保障されるような条件を作つていく必要があるのでないでしょうか。

それに対して、例えば、厚生省が出した負担の最高限度が高いですから、それをもう少し下げていくのだと、保険料についても、政府自民党でも一、五〇〇円はやはり低すぎたというのを認めて、三、〇〇円位にしなくてはいけないという話をしているようですが、そういうことの中だ、現実的な活動として考えていく必要があるのでないかと感えております。

